

南足柄市立北足柄小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならないと指導します。学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

(4) 学校および職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

(5) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、次の①～⑥は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめは人権侵害であり、「人として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- ② いじめは学校や家庭、地域における様々な背景から、様々な場面で起こり得ること。
- ③ いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものであること。
- ④ いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行うこと。
- ⑤ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題であること。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であること。

2 いじめ防止に取り組む組織

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止会議」を設置します。

【いじめ防止会議】

<構成員>
 定例会 …全職員
 いじめ事案発生時…校長、教頭、児童指導担当、総括教諭、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

<活動内容>

- ・いじめの防止等の取組内容の検討、基本方針、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応、決定
- ・いじめ事案の報告

<開催>
 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめの未然防止

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人ひとりが校内研究で学んだことをもとに、「分かりやすい授業」を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を重点的に行います。また、「いじめをしない、させない、見逃さない、絶対に許さない。」という認識を児童が持てるように、教育活動全体を通して指導します。また、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるように、他者を尊重し、多様性を認め合うように指導します。

そして、児童がきちんと授業に参加し（規律）、基礎的な学力を身につけ（学力）、認められているという実感を持った子ども（自己有用感）の育成に努めます。

【具体的な取組】

- ① 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ・授業改善：少人数教育の良さを生かした、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業の展開、授業規律の徹底
 - ・居場所づくり：話し合い活動の充実
- ② 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ・絆づくり：全校給食、異学年交流活動、ふれあいタイムの充実
 - ・児童会活動：全校ハイキング、大縄集会、読書の実、一人一鉢運動等の実施
- ③ 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動等の推進をする。
 - ・人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底
 - ・道徳教育の充実：道徳の時間の確保、すべての教育活動の中で実践
 - ・体験活動の促進：稲作・野菜作り体験等を通しての体験活動
 - ・読書活動の促進：朝読書、読み聞かせ等

- ④ いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ・校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修
 - ・「いじめ発見チェックリスト」等によりいじめ防止の取り組みの充実
 - ・朝会、全校集会における校長をはじめとした担当教員からの講話
- ⑤ 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。また、大人と触れ合う機会の中で、大人に大切にされていることを実感させる。
- ・PTAと協力してのあいさつ運動
 - ・説明学習で親子のふれあいを推進

4 いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にアンケート調査を実施するとともに、教育相談等を通して児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止め、真摯に対応します。

【具体的な取組】

- ① 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ・休み時間等の会話の中での把握
 - ・日記、個人面談、家庭訪問等による把握
- ② けんかやふざけ合いでも注意深く見守り、「いじめ」を訴えていなくてもいじめが起きることがあると留意する。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。
 - ・アンケートの実施：年2回
 - ・教育相談：7月、12月
- ④ 在籍する児童およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、チームで組織的に対応する。
 - ・相談窓口：北足柄小学校（74-2414）、南足柄市教育委員会（73-8035）
 - ・児童指導だよりの発行

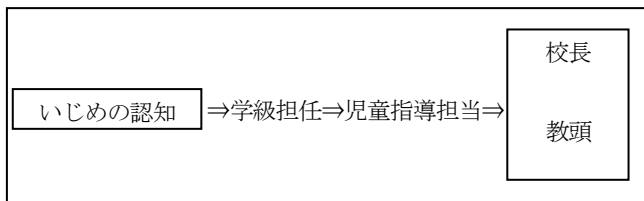
5 いじめへの対処

いじめの疑いがある時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、児童への支援・指導を適切かつ迅速に行う。いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(1) 発見から組織対応の展開

ア いじめの情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・日記等から気になる言葉を発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・「いじめアンケート」からの発見
- ・教職員からの情報提供



イ 対応チームの編成

= 【いじめ防止会議】の立ち上げ

校長、教頭、児童指導担当、総括教諭、担任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

ウ 対応方針の決定・役割分担

- ① 情報の整理
- ② 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- ③ 役割分担
 - ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

エ 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけを聴取する。
- ・事実に基づく聴取は、いじめを受けた児童 → 周囲にいる者 → いじめを行った児童の順に行う。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- ・いじめを行った児童がいじめを受けた児童や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ・いじめに係る情報を適切に記録する。

オ いじめを受けた児童、いじめを行った児童、周囲の児童への指導

- ① いじめを受けた児童への対応

心のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学できるようにするための対応

 - ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
 - ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
 - ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
 - ・児童のよさや優れているところを認め、励ます。
 - ・いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
 - ・面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
 - ・自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場の支援を行う。

② いじめを行った児童への指導・対応<複数職員での対応・記録の保存>

いじめを受けた児童が恐れている場合も想定して

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした指導をする。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくかを反省させる。
- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・いじめを受けた児童の辛さに気づかせ、自分がいじめを行ったことの自覚をもたせる。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認する。
- ・授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせる。

③ 観衆、傍観者への指導・対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめの事実を告げることは、告げ口などというものではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行動であることを伝える。

(2) 保護者との連携

ア いじめを受けた児童の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

イ いじめを行った児童の保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

※ いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。

(3) 関係機関との連携

ア 警察への通報など関係機関との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会および所轄警察署等と連携して対処する。

イ 地域との連携

- ・放課後子ども教室等の、子どもが関わっている集団やインターネットの中で起こっているいじめもあることから、学校と地域が連携して対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者 ⇒ 担任 ⇒ 児童指導担当 ⇒ 教頭 ⇒ 校長
- ② 校長 ⇒ 市教育委員会
 - ※ 緊急時には臨機応変に対応する。
 - ※ 南足柄市教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
 - ※ 必要に応じて警察等関係機関に通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ防止対策委員会の招集
- ② 南足柄市教育委員会への報告と連携
- ③ 調査方法＜事実の究明＞
 - ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・ 事実に基づく聴取：いじめを受けた児童 → 周囲にいる者 → いじめを行った児童の順
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

7 点検・評価

- ① 年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ② 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、教員で評価する。
- ③ いじめに関する点検・評価に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を見直す。

いじめをなくす みんなのやくそく

北足柄小学校

1. 私^{わたし}たちは「いじめ」は許^{ゆる}しません
2. 友^{とも}達^{だち}をからかったり、悪^{わる}口^{くち}を言^いったりしません
3. 友^{とも}達^{だち}を叩^{たた}いたり、蹴^けったり、殴^{なぐ}ったりしません
4. もし、友^{とも}達^{だち}がいじめられているところを見^みたら、
(できるならば) 止^とめに入^{はい}るか、助^{たす}けを呼^よびにいけます
5. グループになっ^なて何^{なに}かを行^{おこな}うときは、誰^{だれ}か^とが取り残^{のこ}されることのないようにグループをつ^{つく}作^{つく}ります
6. 新^{あたら}しい友^{とも}達^{だち}が来^きたときはあたたかく迎^{むか}えます
7. 友^{とも}達^{だち}の意^い見^{けん}をしっ^きかり聞^ききます
8. 友^{とも}達^{だち}に対^{たい}して思^{おも}いやりと尊^{そん}敬^{けい}を持^もって接^{せつ}します
9. 友^{とも}達^{だち}の物^{もの}や学^{がっこう}校^{もの}の物^{もの}を大^{たい}切^{せつ}に扱^{あつか}います
10. 友^{とも}達^{だち}の良^よいところを見^みつけ、違^{ちが}いを大^{たい}切^{せつ}にしま